

北海道獣医師会役員報酬等に関する規程

平成 26 年 6 月 11 日制定

平成 29 年 6 月 20 日改定

(総 則)

第 1 条 この規程は公益社団法人北海道獣医師会定款第 19 条の規定に基づき、公益社団法人北海道獣医師会（以下「本会」という）の役員に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬の支給)

第 2 条 本会の役員には、報酬等を支給することができる。

2 報酬等とは、報酬及び退任慰労金をいう。

3 報酬等のうち、常勤役員の報酬は月額を支給、非常勤役員の報酬は年額を支給とする。

4 報酬等のうち、退任慰労金は役員が退任するに当たり、役員の在任期間に応じ支給する。

ただし、定款第 18 条に基づき役員を解任された者については、代議員会の決議するところにより、その全部または一部を支給しないことがある。

(報酬等の額)

第 3 条 役員の報酬は、別表の 1 に規定する基準の範囲内とし、監事を除く役員の報酬の額は本会の事業内容、収支状況などを勘案のうえ理事会にて決定する。また、監事の報酬の額は別表の 1 に規定する額とする。

2 専務理事が事務局長を兼務するときは、前項規定にかかわらず別に定める事務局長手当てを勘案した額を加算支給することが出来る。

3 役員の退任慰労金は、別表の 2 に規定する算定基準の範囲内の額に在任期間を乗じて得られた額とする。ただし、理事、監事の退任慰労金は 10 万円を限度とする。なお、監事を除く役員の算定基準額は理事会にて決定する。また、監事の基準額は別表の 2 に規定する額とする。

4 任期満了後引き続き役員となった者の退任慰労金は、その後の任期が終了して役員を退任した時にあわせて支給する。ただし、会長で退任の場合、理事、監事の経歴があってもその在任期間の慰労金については支給しない。

また、副会長で退任の場合、平成 19 年 6 月 30 日以前の理事、監事の在任期間の慰労金は支給しない。

(支給日)

第 4 条 常勤役員の報酬は、本会職員給与規程に定める支給日に支給する。

2 非常勤役員の報酬の支払いは事業年度毎1回とし、その支給日は理事会で定める。

3 役員の退任慰労金は退任の日から起算して30日以内に支給する。

(支給の方法)

第5条 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた額を、本人の同意に基づいて、その者の指定する銀行その他の金融機関の預貯金口座への振込みの方法により支給する。

2 役員が死亡により退任したときは、報酬等はその遺族に支給する。

(通勤手当の支給)

第6条 常勤の役員には、報酬の他に通勤手当を職員給与規程第8条に準じて支給する。

(在任期間の計算)

第7条 非常勤役員の報酬及び役員の退任慰労金の計算においては、定時代議員会において選任され、又は定時代議員会の終結のときに在任し、かつ、当該定時代議員会の翌事業年度の定時代議員会の終結まで在任した役員は、1年間在任したものとみなす。

2 常勤役員の報酬の計算において、1月に満たない端数があるときは、日割計算とする。

3 定時代議員会以外で選任された非常勤役員、定時代議員会の日以外の日に選任された会長若しくは副会長、又は任期途中で退任した非常勤役員の報酬及び役員の退任慰労金は、月割計算とする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則 この規程は平成26年6月11日より施行する。
この規程の改定は平成29年6月20日より施行する。

別表

1 報酬の基準額

役職名等	基準額	備考
会長（非常勤）	180万円以内	年額
副会長（非常勤）	30万円以内	1人当たりの年額
専務理事（常勤）	35万円以内	月額
理事（非常勤）	5万円以内	1人当たりの年額
監事（非常勤）	5万円	

2 退任慰労金の基準額

役職名等	基準額	備考
会長（非常勤）	15万円以内	在任期間1年当たりの額
副会長（非常勤）	3万円以内	
専務理事（常勤）	10万円以内	
理事（非常勤）	1万円以内	
監事（非常勤）	1万円	